

平成 30 年 7 月 10 日

電気通信番号政策委員会提出資料

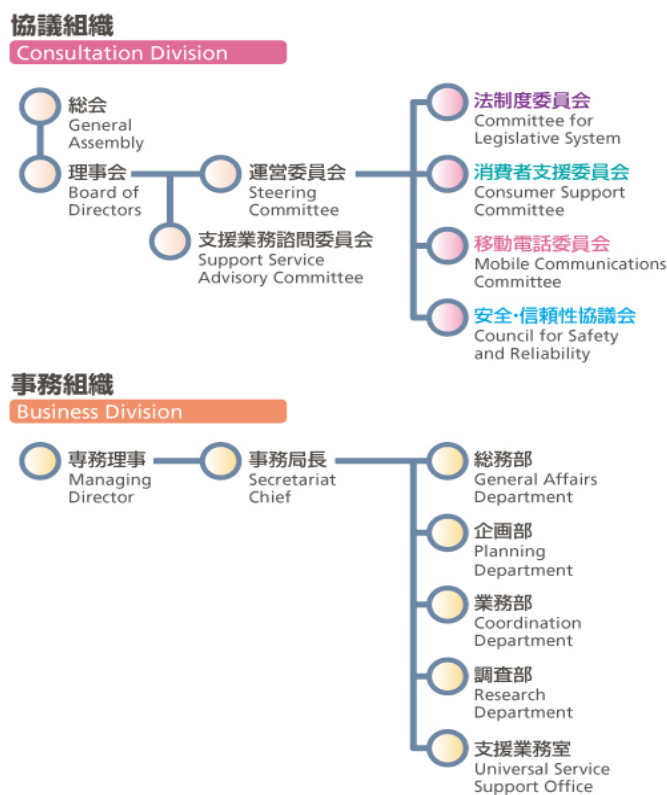
発信者番号偽装表示対策の取組について

一般社団法人電気通信事業者協会

【はじめに】

電気通信事業者協会は、電気通信事業者共通の課題への対処等を通じて、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に、昭和 62 年設立。

いわゆる登録電気通信事業者を対象としており、会員数は 50 社。（平成 30 年 7 月 10 日現在）



協会内の組織として、委員会があり、そのひとつである消費者支援委員会の配下に検討部会を設置（平成 17 年）、「発信者番号偽装表示対策ガイドライン」を策定した。以降、総務省令の改正等に合わせた改定を行って来ている。

ガイドラインは原則非公開。

【平成17年7月1日 報道発表】 電気通信事業者協会

発信者番号偽装表示対策ガイドラインの策定について

携帯電話・一般家庭の固定電話に対して、警察や自宅などの電話番号を偽って表示させ、相手を信用させたうえで「振り込め詐欺」などの行為に及ぶ事件が発生し、社会問題となっています。

こうした事態を踏まえて、(社)電気通信事業者協会(以下、当協会)および当協会会員事業者は、偽った電話番号を表示させる行為(以下、発信者番号偽装表示)に対する注意喚起をホームページにて行うとともに、本年2月17日に当協会の消費者支援委員会の下に「発信者電話番号偽装表示対策検討部会」を設置し、技術的・設備的側面から発信者番号偽装表示の防止対策を検討してまいりました。

このたび、「発信者番号偽装表示対策ガイドライン(第一版)」(以下、本ガイドライン)がまとまりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、電気通信システムの根幹のひとつを構成する電話番号システム、とりわけ発信者番号表示サービスへの信頼性を維持し、犯罪防止に役立て、利用者からの信頼に応えることを目的に制定しています。

また、複数事業者が相互に接続するサービス形態において、事業者間で対策の指針を共有し、事業者がそれぞれの事業提供形態に応じた対策の役割を実行可能とするために、本ガイドラインを制定しています。

2. 本ガイドラインの規定内容

事業者共通で行うべき対策や個々の事業者で自主的に行うべき対策などを、国際中継系事業者、地域系事業者などの事業提供形態に応じて、それぞれ規定しています。

3. 本ガイドラインの運用について

本ガイドラインは、当協会および当協会会員事業者の自主的な対策としてまとめたものであり、当協会会員事業者は、原則的に本ガイドラインに準拠した対策を進めていきます。

当協会会員以外の事業者においても、本ガイドラインに則した対策実施が望まれるため、今後、関係団体等との連携を進めていきます。

本ガイドラインは原則的に非公開とします。

発信者電話番号が偽装されて着信する通話について

携帯電話・固定電話に警察や自宅などの電話番号が偽装表示され、電話に出ると詐欺等の行為にあうといった事件が発生し社会問題となったため、当協会では、「発信者電話番号偽装表示対策検討部会」を立上げ、技術的、設備的側面から発信番号偽装の仕組みについて情報の共有化を図ると共にその防止策を検討し、平成17年に「発信者番号偽装表示ガイドライン」を策定いたしました。

当協会会員の電気通信事業者は、原則的に本ガイドラインに則した対策に取り組んでおります。

◇ 新聞報道された事例

事例1：自宅の電話番号が偽って表示される。

携帯電話に自宅の電話番号が表示され、自宅からだと思い電話に出たところ、「おまえの家に入って家族を人質にとっている。金を用意しろ」と言われた。

不審に思って自宅に確認の電話を入れたところ、詐欺とわかった。

事例2：実家の電話番号が偽って表示される。

携帯電話に実家の電話番号が表示され、実家からだと思い電話に出たところ、「強盗に入った。親は無事だが金を用意しろ」と言われた。銀行から20万円振り込んだが、後で詐欺とわかった。

事例3：警察の電話番号が表示される。

携帯電話に電話がかかってきて、出たところ、「〇〇警察署のものです。表示されている番号を確認してください」と言われた。確かに末尾が0110と警察を示す番号が表示されていた。相手が「パチンコ攻略法のせいで組合が被害を受けた。組合は告訴すると言っている。示談にしたければ電話をかけてほしい」と言われ、別の番号を教えられた。パチンコ攻略法に心あたりがあることもあって、指定された番号にかけたところ20万円を請求された。

不審に思って、最初に言われた〇〇警察署にかけたところ詐欺とわかった。

◇ 対策

携帯電話・固定電話に自宅や警察などの電話番号が表示される不審な電話があった場合は次のことをお勧めします。

→ 自宅や警察などの電話番号の表示があっても、不審な内容の電話については一旦通話を終了し折り返し電話をかけ直し確認する。

→ 詐欺等の疑いがある場合には速やかに近くの警察へ相談する。

*なお、たとえば偽装されて自宅の電話番号が表示されていたとしても、偽装して表示されているだけで自宅の電話に通話料金がかかることはありません。